

第2回天栄村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年2月20日(火) 13時30分～14時02分

2 開催場所 天栄村役場 3階正庁

3 出席委員 (9人)

会 長	9番委員	佐 藤 正 尉
会長職務代理	8番委員	小 針 重 男
委 員	1番委員	石 井 正 美
	2番委員	大 河 原 友 治
	3番委員	車 田 京 子
	4番委員	春 日 富 夫
	5番委員	佐 藤 光 榮
	6番委員	馬 場 吉 信
	7番委員	網 藤 清 晴

農地利用最適化推進委員	大 須 賀 隆
	廣 瀬 弘
	牧 和 明
	高 崎 虎 光

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第2号 農地賃貸借の合意解約について
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請適否決定について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請適否決定について
議案第3号 令和5年度農用地利用集積計画適否決定について
議案第4号 令和6年農作業労働賃金標準額の設定について

6 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 芳賀 信弘

農業委員会書記 渡邊 海一

事務局長 定刻になりましたので、次第により進行させていただきます。
開会を小針職務代理よりお願いします。

職務代理 ただいまより、令和6年第2回天栄村農業委員会総会を開会致します。
事務局長 続きまして佐藤会長より挨拶を申し上げます。
会長 (会長挨拶)

事務局長 続きまして議長選出です。天栄村農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長になることとなっております。佐藤会長よろしくお願い致します。

会長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます。よろしくお願い致します。本日の出席委員は9名です。よって天栄村農業委員会会議規則第6条の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。議事録署名委員の指名については7番の網藤清晴委員、8番の小針重男委員の両名にお願い致します。それでは議事に入ります。

議長 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題といたします。No.1について事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これは報告事項ですので承認とさせていただきます。

議長 続いて、No.2について事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これは報告事項ですので承認とさせていただきます。

議長 続いて、報告第2号「農地賃貸借の合意解約」を議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これは報告事項ですので承認とさせていただきます。

議長 続いて、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。2番 大河原委員よりご説明願います。

大河原委員 2月18日に申請者双方に確認したところ、所有者は以前から■■■■氏に作付依頼をしていたが、所有者が村外在住で耕作が困難であることから、以前から耕作されていた■■■■氏に贈与したい旨を相談し申請に至ったとのことです。ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 続いて、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。6番 馬場委員よりご説明願います。

馬場委員 2月19日に所有者に現地立会いただき申請内容の確認を行いました。申請内容のとおり間違いありませんでしたので、ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

なお、この件は転用面積が30aを超えておりますので、今月26日に開催されます福島県農業会議常設審議委員会の意見を聴取して参ります。

議長 続いて、議案第3号「令和5年度農用地利用集積計画適否決定について」を議題といたします。No.1について事務局より説明願います。

- 事務局 (事務局説明)
- 議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。西郷・中郷地区担当の農地利用最適化推進委員 大須賀委員よりご説明願います。
- 大須賀委員 申請者双方に確認したところ、申請内容に誤りございませんでしたので、ご審議のほどよろしく願います。
- 議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
- (意見・質疑なし)
- 議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。
- 挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。
- 議長 続いて、No. 2について事務局より説明願います。
- 事務局 (事務局説明)
- 議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。西郷・中郷地区担当の農地利用最適化推進委員 大須賀委員よりご説明願います。
- 大須賀委員 申請者双方に確認したところ、申請内容に誤りが無いとのことでしたので、ご審議のほどよろしく願います。
- 議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
- (意見・質疑なし)
- 議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。
- 挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。
- 議長 続いて、No. 3について事務局より説明願います。
- 事務局 (事務局説明)
- 議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。上松本・下松本地区担当の農地利用最適化推進委員 廣瀬委員よりご説明願います。
- 廣瀬委員 申請者双方に確認したところ、申請内容のとおり間違いのないことでした。ご審議のほどよろしく願います。
- 議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長

意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長

続いて、No. 4について事務局より説明願います。

事務局

(事務局説明)

議長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。大里北部・大里中部地区担当の農業委員 春日委員よりご説明願います。

春日委員

2月18日に申請者双方に確認したところ、申請内容に相違ないとのことでしたので、ご審議のほどよろしく願います。

議長

担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長

意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長

続いて、No. 5について事務局より説明願います。

事務局

(事務局説明)

議長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。大里東部・大里南部地区担当の農地利用最適化推進委員 牧委員よりご説明願います。

牧委員

2月15日に、申請者双方に確認したところ、申請内容のとおり間違いのないことでしたので、ご審議のほどよろしく願います。

議長

担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長

意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長

続いて、No. 6について事務局より説明願います。

事務局

(事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願
いたいと思います。大里東部・大里南部地区担当の農地利用最適化推進委
員 牧委員よりご説明願います。

牧委員 2月15日に、申請者双方に確認したところ、申請内容のとおり間違い
ないとのことでしたので、ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願いま
す。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手
を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 続いて、No. 7について事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願
いたいと思います。大里東部・大里南部地区担当の農地利用最適化推進委
員 牧委員よりご説明願います。

牧委員 2月15日に、申請者双方に確認したところ、申請内容のとおり間違い
ないとのことでしたので、ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願いま
す。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手
を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 続いて、No. 8からNo. 10について関連がございますので、一括して事
務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、No. 8からNo. 10について、担当委
員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。今坂・中屋敷・太多郎地
区担当の農地利用最適化推進委員 瀬和委員が欠席ですので、代わって上
松本・下松本地区担当の農地利用最適化推進委員 廣瀬委員よりご説明願
います。

廣瀬委員 瀬和委員が欠席のため、代わってご報告いたします。瀬和委員から申請者双方に確認したところ、申請内容のとおり相違ないことを確認したとのことでした。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 続いて、No. 11について事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。飯豊・小川地区担当の農地利用最適化推進委員 高崎委員よりご説明願います。

高崎委員 2月19日に、申請者双方に確認したところ申請内容のとおり相違ないとのことでした、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 続いて、議案第4号「令和6年度農作業労働賃金標準額の設定について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、各委員より忌憚のないご意見をお聞かせ願いたいと思います。意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 以上をもちまして本日提出された案件の議事を終了しました。

これをもって議長をおろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。
ました。

事務局長
職務代理

議事が終了しましたので、閉会を小針職務代理よりお願いいたします。
以上を持ちまして、第2回天栄村農業委員会総会を閉会いたします。

(14:02終了)

天栄村農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名する。

令和 6 年 3 月 19 日

議 長 佐藤正樹

7 番委員 細藤清晴

8 番委員 小針重男